

教育資料室だより

No.18 令和5(2023).7.1

発行 桐生市教育資料室

桐生市小曾根町1-9 (西小学校内)

電話・FAX 0277(43)3171

桐生の教育史をたどる

【学制その10】

教則によって、大まかな指導方針や内容は定まりましたが、実際の教育はどのように進められたのでしょうか。具体的な資料がないのでよく分かりませんが、師匠が「読み書きそろばんなど」を個別に指導する形態だった寺子屋から、多数の児童に教科書を用いて教師が一斉指導をする形態へ移行するのは、相当大変だったと想像されます。

指導法を示したものとしては、東京師範学校長諸葛信澄が著した『小学教師必携』があります。この内容を具体的に説明したものが『小学教師必携補遺』でした。著者は、東京師範で学び栃木類似師範学校の教師となった林多一郎、桐生地域にも彼の指導を受けた教員がいたはずで

教師主体の授業であり、教師と生徒の一挙手一投足まで図解入りで解説するという、形式的、画一的な内容で、今日の教室風景とはかなり異なっています。しかし、個々の教師各人が手探りで近代教育を進める中、当時の教育現場では、大いに参考になったと思われます。全部で七則までありますが、右に幾つかを抜粋して紹介します。

〈学制その11へ続く〉

☆参考『桐生市教育史』『群馬県教育史』

『学制百年史:文部省(昭和47年刊)』

☆『小学教師必携』『小学教師必携補遺』は 国立教育政策研究所教育図書館貴重資料デジタルコレクションで閲覧可能

あの頃 この街

新川球場 昭和3(1928)年~昭和62(1987)年



新川球場は、昭和2年に設立された桐生市体育協会が初の事業として計画した新川運動場内にプールとともに建設されました。この運動場は総合施設であり、当初は庭球場や陸上のトラックも併設されていたとの記録が残っています。昭和22(1947)年のカスリーン台風で大きな被害を受けましたが、野球場は復旧され、その後も「球都桐生」の名にふさわしい数々の名勝負が、この球場で繰り広げられました。昭和時代末、老朽化のためにその幕を閉じ、現在は新川公園として市民の憩いの場となっています。公園の東側には、運動場建設に尽力した初代体協会長堀祐平翁の顕彰碑が建立されており、その名を冠した「桐生市堀マラソン大会」の際には、公園が競技拠点とされ、両脇の道路が発着点となっています。

小学教師必携補遺

第二則 復読及書籍取扱ノ式

第一節 就業時限ノ折聲ヲ聞キ教師直立シ第五回(後方のページに図版を掲載)ノ如ク「立禮」(立礼ハ始ヲ本日ノ正課ニ就クトキ畢業時限十分前ノ折聲ヲ聞クノトキト両度ニ限リ:略)ト呼ビ(此時限ニ立ツコトヲ禁シ必ス次ノ号ヲ俟タシム)「一」ノ号令ニテ各生徒ヲ直立セシメ「二」ニテ頓首シ(手ハ垂レテ膝ニアリ)「三」ニテ直立ニ復シ「四」ニテ椅子ニ就カシム乃教師先ツ「復読」ト令シ何本ヲ出セヨト告ケ(前二同ジ)「一」ニテ左手ヲ以テ机蓋ヲ上ケ「二」ニテ右手ヲ机中ニ入レ其本ヲ取ラセ「三」ニテ机蓋工載セ(此時少シク見合セ皆本ノ出ルヲ俟ツ以下ニ做)「四」ニテ一斉ニ蓋ヲ下サシ:以下略

第二節 教師書ヲ取り左手ニ持チ(持方ハ教師必携ニ詳ナリ)幾枚ノ表或ハ裏何々ヨリト告ケ同聲ニ読シムル時ハ同聲ト令シ必ス一句毎ニ「讀テ」ノ令ヲ下シ一斉ニ遅速ナク読シム(若シ各声不整ノ時ハ一所兩三度復スヘシ各々ニ読スルトキハ(末席或ハ上席ヨリ)「読テ」ノ令ヲ最初一度用牛餘ハ「次」(他ニ移ストキ)ノ令ヲ:以下略

第三節 第四節 略

※折「タク」拍子木

第六則 諸算及解算ノ式

(算術ハ幼童ノ最モ入り難キモノナレバ順序ヲ越エス必習熟スルヲ專一トス此ニ加算ノ一ニヲ示ス余ハ類推ス可シ)

挙動前二同シ諸算セシメントスルトキハ諸課ノ如ク教師先ツ「諸算」ト令シ(諸算ノ時ハ各生徒ヲシテ両手ヲ組ミ自己ノ胸ニ手ヲ当テシムルヲ法トス以下ニニ做)加算ノ級ナレハ教師口ツカラニ、五、七、三、「合セテ」ト呼ビ(此時限リニ言ハシメス生徒一名ヲ指シ其合数ヲ不順ニ五六名二問ヒ(蓋シ未熟ノ生徒ヨリ始ム)皆正答ナレバ「宜シ」「同声」ニテ同音ニ復サシム又其中誤答ノ者アレハ「何々」(正答ヲ言フ)「宜シ」「同声」ニテ其正答ヲ復サシメ必誤答ノ者ヲ指シ之ヲ答ム可シ(此ノ如ク毎日致シ熟達ニ從ヒ漸ク加数ヲ増スヘシ)又小学校算術書ヲ出サシメ(由シ方前二同シ)教師問題ヲ読ミ之ニ答ヘシメ(仕方前二同シ)或ハ生徒ヲシテ自読自答セシム又塗板ニ加数ヲ書シ:中略:解算ナレハ前ノ如ク「解算」ト令シ石盤ヲ出サシメ:中略:大抵解算シ畢ルヲ見レハ「石盤ヲ置テ」ニテ石筆ヲ置シメ一名ヲ指シ其答ヲ問ヒ:以下略

☆『桐生市教育史(上巻)』152~154ページ転載